

記載要領等	賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書
-------	--

《使用目的等》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき
新たな特定貸付けを行った日から2月以内

《記載要領等》

- 1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

- (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

- イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

- ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

- (2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹

＜賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書 記載要領等＞

消してください。

- 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 4 この届出書の添付書類は『賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書』の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。